

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和3年10月12日(火) 午後2時20分～午後3時5分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高村副市長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当 陪席：秘書課長

議題1：令和4年度（2022年度）予算の編成について	
担当部課等	財政課
説 明 者	政策部長、財政課長、財政課課長代理（財政担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 業務運営費の対前年度削減割合について、これまでの目標値の推移は。 A. 令和元年度予算は5%、2年度は7%、3年度は10%と設定してきた。 Q. 令和4年度に予想される10億円の財源不足はどのように補てんするのか。 A. 3億は業務運営費の削減、残りは基金の活用等により補てんする予定。</p>
会 議 結 果	原案了承

議題2：秦野市市税条例の一部を改正することについて	
担当部課等	市民税課、資産税課
説 明 者	総務部長、市民税課長、市民税課課長代理（税制収納管理担当）、資産税課長
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p>

	<p>Q. 条例の改正による影響額はどれぐらいか。</p> <p>A. 軽自動車税に係る適用見直しにより、令和3年度ベースでは、約1,000台が対象外となり約300万円の増収、わがまち特例の改正により32件が対象となり980万円の減収、法人市民税の改正は影響を受けないものと見込んでいる。</p>
会議結果	原案了承

議題3：秦野市犯罪被害者等支援条例を制定することについて

担当部課等	市民相談人権課
説明者	くらし安心部長、市民相談人権課長、市民相談人権課課長代理 (市民相談担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 配食サービス費用助成額の算定根拠は。</p> <p>A. 市内の宅配弁当価格を参考に積算し、利用者のニーズに合わせ1食分とするか3食分とするか選択できる。</p> <p>Q. 新型コロナウイルスの自宅療養者支援額700円と異なる理由は。</p> <p>A. 生活支援ではなく、精神的に苦しい期間に配食サービスを受け取ることで、社会とのつながりを得てもらうことを目的としているため。</p> <p>Q. 遺族支援金等各支援金の算定根拠は。</p> <p>A. 被害発生後に要する葬儀費用、警察等への交通費、通院費をもとに算出。</p> <p>意見. 本条例による支援金は、被害後に必要な経費の満額を支給することではなく、必要最低限の支援を行うことを趣旨としていることを理解し、算定根拠を再精査すること。</p> <p>Q. なぜ性犯罪被害者を支援対象とするのか。</p> <p>A. 生命、身体犯罪には、殺人や強盗のほか強制性交やわいせつが含まれること、国・県には性犯罪被害者への支援金等の制度がないこと及び秦野市において年平均4.7件これらの被害が発生しているため。</p> <p>Q. 助成の申請は、犯罪が行われた日から起算して1年を期限とするものと2年とするものがあるが、違いは何か。</p> <p>A. 支援金の支給額については、事件発生後に手続や身体的・精神的苦痛から回復する期間を考慮し、2年を期限としている。</p>
会議結果	原案了承